

VI

強制適用・早期適用を要確認 記述情報充実等の 開示府令等改正のポイント

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士 大澤 美幸

強制適用・早期適用を要確認

記述情報充実等の

開示府令等改正のポイント

充実のための公表物の概要、ならびに2019年6月の開示府令等の改正

正の概要を取り上げ、2019年12月期決算に関連して留意すべき事項について説明する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

資本市場の機能を強化し、わが国全体の最適な資金フローを実現するという目的のため、これまでさまざまな取組みが行われてきた。企業情報の開示・提供のあり方についても検討が行われ、この流れのなかで、2018年6月28日に金融審議会

【この章のエッセンス】

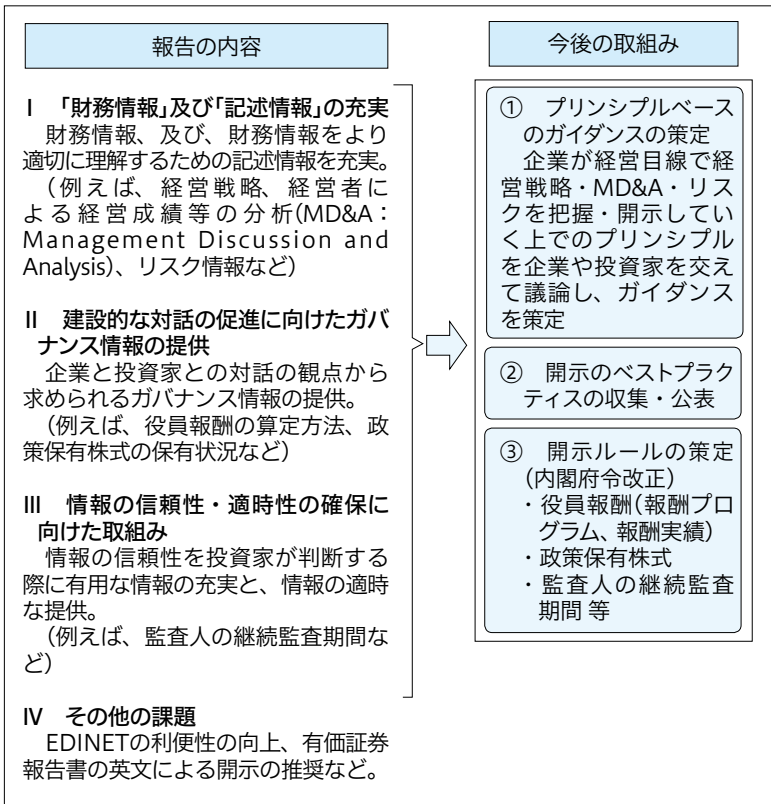
- 2019年1月に公布・施行された開示府令の改正により、2019年12月期に係る有価証券報告書において、改正への対応が必要となる。
- 当該改正は、金融庁における2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書に対するレビューの法令改正関係審査の対象である。
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析(MD&A)等の記述情報の開示に関する開示府令の改正は、2020年12月期からの適用を見据え、2019年12月期においても早期適用しない場合であっても、充実した記載を検討していく必要があると考えられる。

- その際には、2019年3月に公表された記述情報の開示に関する原則や「記述情報」の開示内容を参考に「記述情報」の開示内容を検討していくことが考えられる。
- 2019年6月に金融審議会開示府令等の改正があり、①株式報酬に係る開示規制の見直し、および②監査人の異動に係る開示の見直しが行われた。当該改正は期末の有価証券報告書における開示に関する改正ではなく、手続面の改正である。

はじめに

本稿では、2019年1月に公布・施行された開示府令の改正、および関連して公表された記述情報の

(図表1) DWG報告の概要



(出所) 金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」の概要